

若者トラブル発生中！  
～手口を知って賢い消費者になろう～  
..... p1～3

気をつけて！  
自転車での子どもの足の巻き込み事故  
..... p4

編集・発行 板橋区消費者センター



# 若者トラブル発生中

～手口を知って賢い消費者になろう～

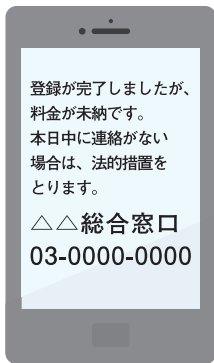


消費者被害は自分には関係ないことと思っていないですか？

身に覚えのない請求がメール等で届くといった相談は依然として多く、悪質商法はあなたの身近にも潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。

今回は、特に若者に多いトラブル事例をご紹介します。まずは、どのようなトラブルがあるかを知って、悪質商法から身を守りましょう。

## 突然、メールが届き・・・



なんの料金かな？



不安になって連絡先に電話をすると・・・



未納料金は、通販サイトのギフト券での支払いになります。コンビニで、5万円分のギフト券を買って、そこに書いてある番号を教えてください。

Gift Card  
ギフト券番号  
〇〇-〇〇-〇〇

- 大手通信事業者等の有名企業の名前をかたり、身に覚えのない料金を請求してくるSMS※が届くといった相談があります。知っている企業名でも、安易に信用するのは禁物です。
- 慌てて相手に連絡をすると、個人情報を聞き出されたり、金銭を要求される場合があります。
- 購入したギフト券の番号を伝えることは、その金額を相手に渡したことと同じです。架空請求などの詐欺の手段として悪用される事例が多く発生しています。
- 身に覚えのない請求には、無視して関わらないようにしましょう。

※SMS … Short Message Serviceの略。携帯電話同士で電話番号を宛先にして短いテキストをやり取りするサービス。

## インターネットを閲覧していたら・・・

お小遣い稼げそうだし、買ってみよう！



まったくもうからないため、業者に電話してみたが・・・

全然つながらない…騙された…



- 「必ずもうかる」などの広告にひかれ、情報商材※を購入したものの「まったくもうからない」や「コンテンツが何も提供されない」などの相談が寄せられています。また、より高額な収入を得るためや更新料などと言われ、事前に説明のなかった費用をさらに請求される場合もあります。
- トラブル発生後に業者に電話してみても実際にはつながらないといったケースもあり、いったん相手に支払ってしまうとそのお金を取り戻すことは容易ではありません。
- 「必ずもうかる」などの言葉をうのみにせず、契約を検討する際はトラブルが生じる可能性があることを理解したうえで慎重に判断しましょう。

※情報商材・・・インターネットで販売されているお金のもうけ方などに関する情報のこと。購入するまでは情報の内容を確認できないため、購入後に思っていた情報の内容と異なるなどによるトラブルが発生しやすい。

## SNS※の広告をみていたら・・・



●通常より大幅に安い価格にひかれ「1回だけ」のつもりでダイエット食品、サプリメント、化粧品等を購入したところ、実際は複数回の購入を条件とする定期購入だったという相談が寄せられています。

●契約の前に、定期購入が条件となっていないかどうか、よく確かめましょう。スマートフォンなどでは、画面をスクロールしていくと最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるので、注意が必要です。

●確認画面や事業者からのメールは、保存しておくようにしましょう。

## SNS※で知り合った人に紹介されて・・・



●SNSで知り合った人にエステの無料体験を紹介されて店に行ったところ、高額な脱毛エステや美容機器などの契約をさせられたといった相談が寄せられています。

●紹介以外にもSNSの広告や路上での声をきっかけに無料体験と思い、店に行ったところ契約を迫られるケースもあります。

●本来の目的とは異なる契約を勧められた場合は安易に契約せず、必要ないと思ったら、しつこく勧誘されてもはっきりと断りましょう。

●最近、SNS上で良い人を装い、信頼させてお金を支払わせようとする手口が増えています。SNSを通じて知り合った人と会ったり、何かを紹介されたりしたときは慎重な対応を心掛けましょう。

※SNS・・・Social Networking Serviceの略。インターネットのネットワークを通じてコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。Instagram、Facebook、Twitter、LINE、YouTubeなど多くのサービスがある。

# 気をつけて！自転車での 子どもの足の巻き込み事故



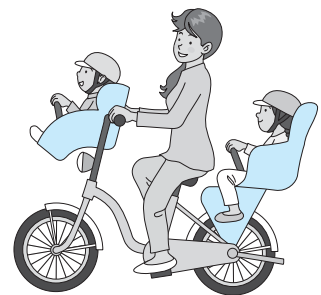
保育園の送り迎えや買い物など、子育て中の保護者の方は子どもを自転車に乗せて出かける機会が多くありますよね。時間に追われ、自分達の荷物の他に買い物の荷物も増えると、安全に配慮する余裕がなくなります。そのような時に車輪への巻き込み事故が多く発生しています。

## 事故事例

- 幼児座席をつけないで自転車の荷台に子どもを乗せていたら、左足が後輪に挟まり、大ケガを負った。
- 自転車の後ろの幼児座席に乗っていた子どもが足置きに足をきちんと置いておらず、左足が後輪に巻き込まれた。

## 事故を防ぐポイント

- 6歳未満の子どもを自転車に同乗させる場合には必ず幼児座席を使用しましょう。
- 足が車輪に巻き込まれると危険です。必ず防護カバーのついた幼児座席を使用しましょう。また、足を足置きにきちんと置くように、子どもに声かけしましょう。
- 足だけでなく衣類等の巻き込みにも注意してドレスガードを併用することも巻き込み防止となります。
- 万が一転倒しても頭部を守るため、ヘルメットの着用も忘れないようにしましょう。



※都道路交通規則では、自転車の定員は原則1人です。例外として幼児を乗せる場合16歳以上の運転者に限り、幼児座席に6歳未満の幼児を1人乗せることが出来ます。2人乗せる場合は、幼児2人同乗用自転車を利用しなければなりません。

参考：国民生活センター発行 くらしの豆知識 2018

## 広告



シルバー会員の経験、  
知識をご活用下さい！

### こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎ 3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

## 板橋区消費者センター

tel : 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

## 消費者ホットライン

いやや!

tel : (局番なし) 188

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。  
一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

## 板橋区消費者センター

tel : 03-3579-2266

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター7階

Fax : 03-3962-3955

ホームページ

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

